

## 2 監査の主眼

今回の監査は、地域振興局の10機関、総務部の3出先機関、商工観光労働部の2出先機関、農政部の1出先機関、土木部の6出先機関及び教育委員会の10出先機関を対象に、

- 合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。
- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
  - (2) 収入客体の把握は適切か。
  - (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
  - (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
  - (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
  - (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
  - (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
  - (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
  - (9) 補償事務は適正に行われているか。
  - (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
  - (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

## 3 監査の結果

## ○ 報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

## 宇城地域振興局

- (1) 県税の未収金（163,737,168円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金（7,320,256円）について、引き続きその解消に努めること。

## 玉名地域振興局

- (1) 県税の未収金（190,225,687円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 道路占用料等の未収金（10,428,654円）について、引き続きその解消に努めること。

## 鹿本地域振興局

- (1) 県税の未収金（116,136,546円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金（1,819,607円）について、引き続きその解消に努めること。

## 菊池地域振興局

- (1) 県税の未収金（222,192,961円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金（7,307,521円）について、引き続きその解消に努めること。

## 阿蘇地域振興局

- (1) 県税の未収金（124,196,899円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 知的障害者保護費負担金等の未収金（3,438,930円）について、引き続きその解消に努めること。

## 上益城地域振興局

- (1) 県税の未収金（145,093,987円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 生活保護費返還徴収金等の未収金（7,468,805円）について、引き続きその解消に努めること。

## 八代地域振興局

- (1) 県税の未収金（227,810,786円）について、引き続きその解消に努めること。

## 芦北地域振興局

- (1) 県税の未収金（46,249,661円）について、引き続きその解消に努めること。

## 球磨地域振興局

- (1) 県税の未収金（108,087,618円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 生活保護費返還徴収金の未収金（1,805,601円）について、引き続きその解消に努めること。

- (3) 平成12年8月に資金前渡された公用車に係る重量税及び保険料が、平成13年8月まで払い出されていなかった。

## 天草地域振興局

- (1) 県税の未収金（138,948,457円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 土木使用料等の未収金（2,412,628円）について、引き続きその解消に努めること。
- (3) 港湾使用料のうち係船料の徴収を行う嘱託職員が1ヵ月間不在であったため、その期間の徴収事務が行われていなかった。

## 熊本県税事務所

- (1) 県税の未収金（4,315,982,714円）について、引き続きその解消に努めること。

## 熊本農政事務所

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（1,323,000円）について、その解消に努めること。

## 熊本土木事務所

- (1) 道路占用料等の未収金（3,144,934円）について、引き続きその解消に努めること。
- (2) 港湾使用料について、許可後速やかに収入調定がなされていない。

○ 指導事項

なお、事務監査時において、収入証紙消印記録簿の不備、資金前渡精算事務の遅延、取得用地の未登記の解消等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。